

Journal of Advanced Concrete Technology 編集委員会規定

平成 22 年 10 月 29 日 制定

平成 26 年 2 月 28 日 改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、Journal of Advanced Concrete Technology 編集委員会（以下、委員会という）の業務、組織および運営について必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 委員会は、「Journal of Advanced Concrete Technology」誌（以下、本誌という）に投稿された論文および討議の内容を審査して登載の可否を決定し、併せて編集・発行に関し必要な事項を処理する。

(構 成)

第 3 条 委員会は、原則として 20 名以内の委員、2 名以内の編集幹事および若干名の顧問委員をもって構成する。

2. 編集幹事は、委員長を補佐し、編集実務を執行する。
3. 顧問委員は、本誌の編集上必要な専門家で、委員長に助言し、査読・投稿・年間優秀論文選考に協力する。

(委員の選任)

第 4 条 委員、編集幹事および顧問委員は、日本コンクリート工学会会長が理事会に諮って選任し委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

2. 途中で交替した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。

2. 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。

(次期委員長)

第 7 条 委員長交代の前年度 1 年間は、委員会に次期委員長を置くことができる。

(委員会の審議事項)

第 8 条 委員会は、本誌に投稿された論文および討議に関する次の事項を審議し決定する。

- (1) 本誌の編集方針
- (2) 投稿された論文および討議の査読
- (3) 掲載論文の中から年間優秀論文を選考し、学会賞に推薦
- (4) その他委員会の業務遂行に必要な事項

(委員会の運営)

第 9 条 委員会は委員長が招集し、2 か月に 1 回の割合で開催することを原則とする。なお、必要に応じて随時開催することができる。

(改 廃)

第 10 条 この規定の改廃は、委員会が発議し、図書編集委員会の議を経て、理事会が決定する。

付 則

1. この規定は、平成 22 年 10 月 29 日より施行する。
2. 平成 26 年 2 月 28 日に規定を改正し、規定と申し合わせに分割する。
3. 改正した規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。